

参考資料①
水道料金算定のポイントと考え方

目次

水道料金算定のポイントと考え方	2
-----------------	---

総括原価の算定結果	9
-----------	---

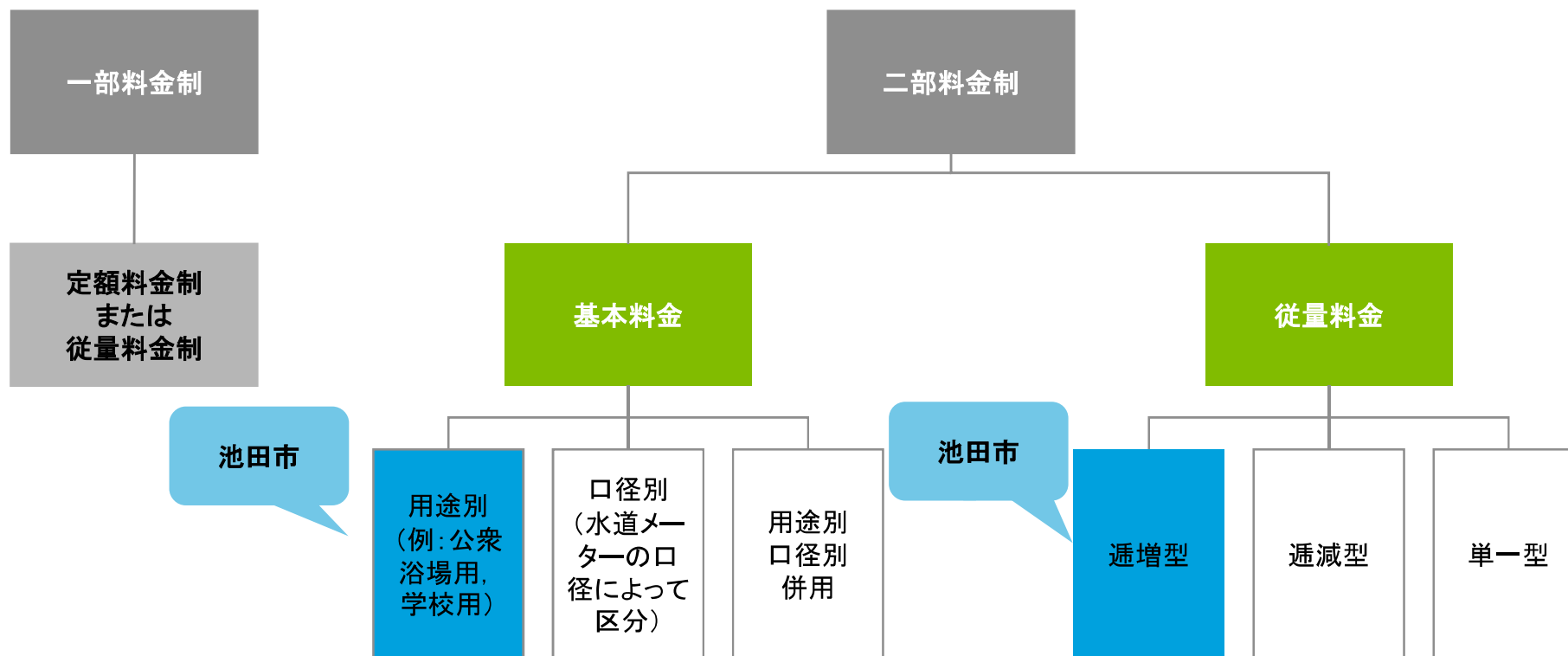
水道料金算定のポイントと考え方

1 上水道料金制度等の概要

1 水道料金制度の概要①

水道料金制度は団体によって異なり、池田市は二部料金制のうち、基本料金は用途別、従量料金は逓増型を採用しています。

- 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金から成る二部料金制、そして特約制度などがありますが、水道では二部料金制を採用しているケースが多いといえます。
- 基本料金は、用途もしくは口径によって異なる料金設定とし、それぞれ用途別、口径別料金体系と呼び、それらを併用しているものもあります。
- 従量料金は、使用水量に応じて単価が変動するもの(逓増・逓減)と単一のものがあります。



1 上水道料金制度等の概要

2 水道料金制度の概要②

上水道事業の料金体系や基本料金と従量料金の内容は以下の通りです。

【料金体系】

一部料金制

- 定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度。

二部料金制

- 基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度。
- 経営の安定性の確保には、基本料金と従量料金の併設が有効とされています（日本水道協会「水道料金算定要領」）。

【基本料金と従量料金】

基本料金

- 各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金

従量料金

- 使用水量に応じて徴収される料金。使用水量に単価を乗じて計算。

1 上水道料金制度等の概要

3 水道料金制度の概要③

基本水量と従量料金の内容は以下の通りです。

池田市では現在
基本水量を8m³で設定

【基本水量】

- 設定した一定水量を付与することで、その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担させるものです。
- 公衆衛生上の観点から、水利用を促すという目的で導入され、日常生活の上で最低限必要な使用水量を考慮して設定されています。
- なお、基本水量内の利用者間では水量に関わらず同一料金であり、また今後水需要が減少することを踏まえると、基本水量を付与しないことも考えられます。
(日本水道協会「水道料金算定要領」では、基本水量は原則的には付与しないものとされています。)

【従量料金】

従量料金は目的に応じて様々な従量単価が設定されています。

逦増型: 使用水量が増加するに従い単価が上がる制度。水道事業者の多くが逦増型を採用しています。

逦減型: 使用水量が増加するに従い単価が下がる制度

単一型: 使用水量の多寡にかかわらず、単価を均一とした制度

1 上水道料金制度等の概要

4 水道料金制度の概要(参考)

水道料金に関する主な用語の内容は以下の通りです。

項目	説明
一部料金制	定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度です。
二部料金制	基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度です。
用途別料金	使用用途(例:家庭用, 営業用, 浴場用等)により区分し, 料金を賦課する料金制度です。
口径別料金	各需要者の給水管や水道メーターの口径の大小等により区分し, 料金を賦課する料金制度です。
基本料金	各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金です。
従量料金	使用水量に応じて徴収される料金です。使用水量に単価を乗じて計算されます。
基本水量	設定した一定水量を付与することで, その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担させるものです。
単一型従量料金	使用水量の多寡にかかわらず, 単価を均一とした従量料金制度です。

1 上水道料金制度等の概要

5 上水道料金の決定等

料金改定の決定等については以下の通り定められています。

項目	上水道事業
根拠法	水道法第14条(供給規程)
法令等の規定内容	能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること
手続き等	地方公共団体は条例で定め、開始時は厚生労働大臣の認可、変更時は届出
その他通知等	水道料金算定要領
原則	総括原価方式
具体的な算入項目	<p>営業費用(人件費, 維持管理費, 減価償却費等) 資本費用(支払利息, 資産維持費等) ※控除項目(諸手数料その他事業運営にともなう関連収入等)を控除</p> <p>※資産維持費(物価上昇、耐震化等、これまでの減価償却費による内部留保だけでは不足する分を補うもの) 給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額。実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、総括原価に含める額は、対象資産の3%を標準とし、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還に必要な所要額について、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する。</p>
実態的な算定方法	総括原価方式により料金算出(資産維持費の算出は資金ベースで算出する場合もあり)

(出所:総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」平成26年3月 125ページを参考に一部加工)

1 上水道料金制度等の概要

6 上水道料金の基本原則

水道法では、料金収入の徴収根拠や料金を定めるにあたっての基本原則が示されています。

【水道料金はサービスの対価】

- 水道事業者は、安全・快適に、持続的な水道サービスを供給し、その対価として使用者から水道料金を受け取ります。

【水道料金の決定の原則】

地方公営企業法第21条

- 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- 料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法第14条第2項各号

- 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。



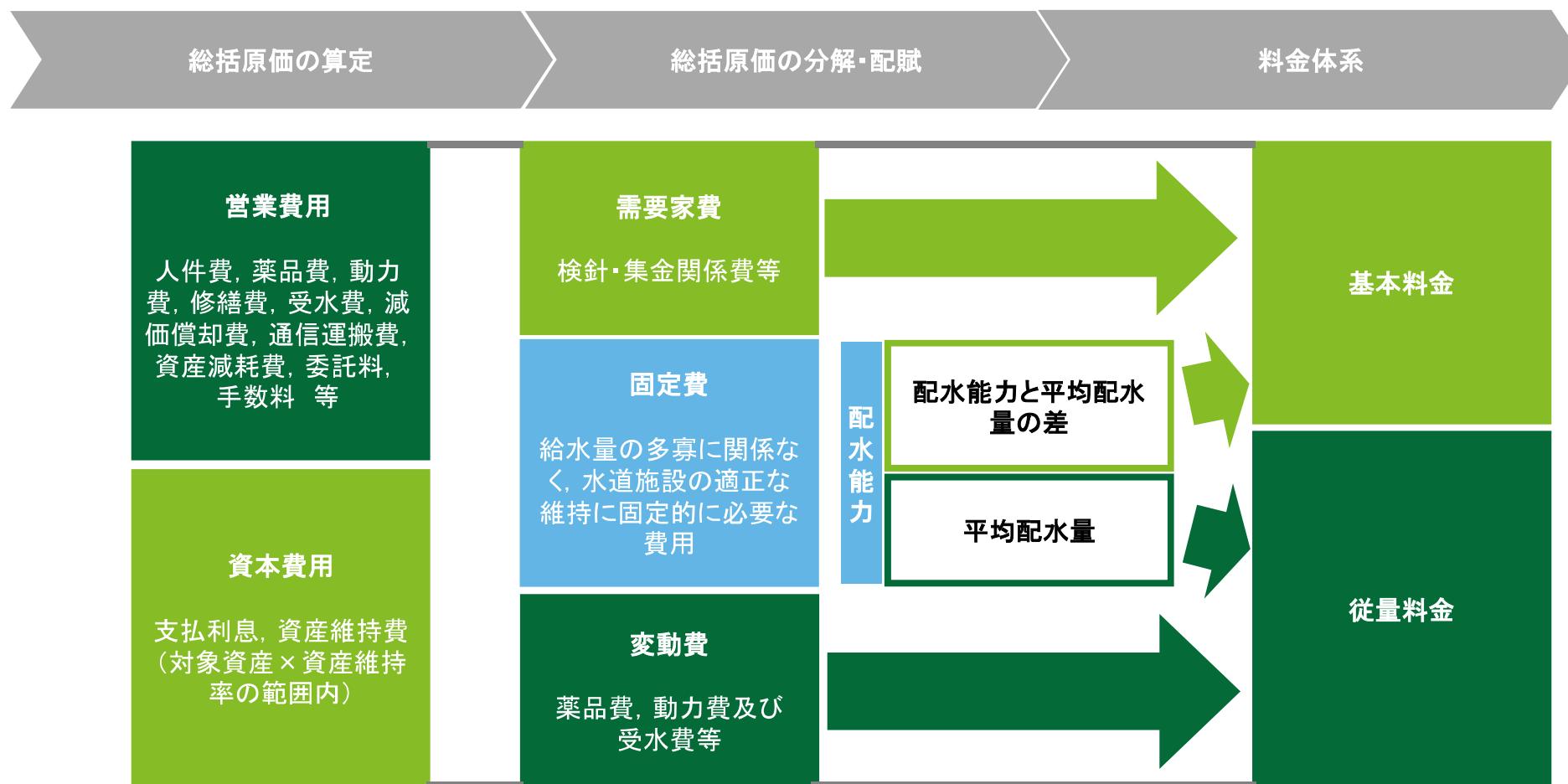
- 法令に示された水道料金決定の原則に基づき、各自治体が料金水準を設定
- 同基本原則の趣旨に基づいて「水道料金算定要領」(日本水道協会)で算定方法が示されています。

総括原価の算定結果

2 料金改定を行う際の基本事項

1 料金体系設定の考え方①

水道料金算定要領では、総括原価の算定、総括原価の分解・配賦、料金体系の設定の順の3つのステップにより、基本料金と従量料金の割合を算出することを示しています。



※上記は水道料金算定要領の一手法を図示しています。

2 料金改定を行う際の基本事項

2 料金体系設定の考え方②

「需要家費」、「固定費」、「変動費」には、それぞれ以下のような費用が含まれます。

需要家費

水道使用水量とは関係なく、需要家(使用者)が存在することによって発生する費用
(検針・集金・量水器関係費等)

固定費

水道使用水量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用
(施設維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息等)

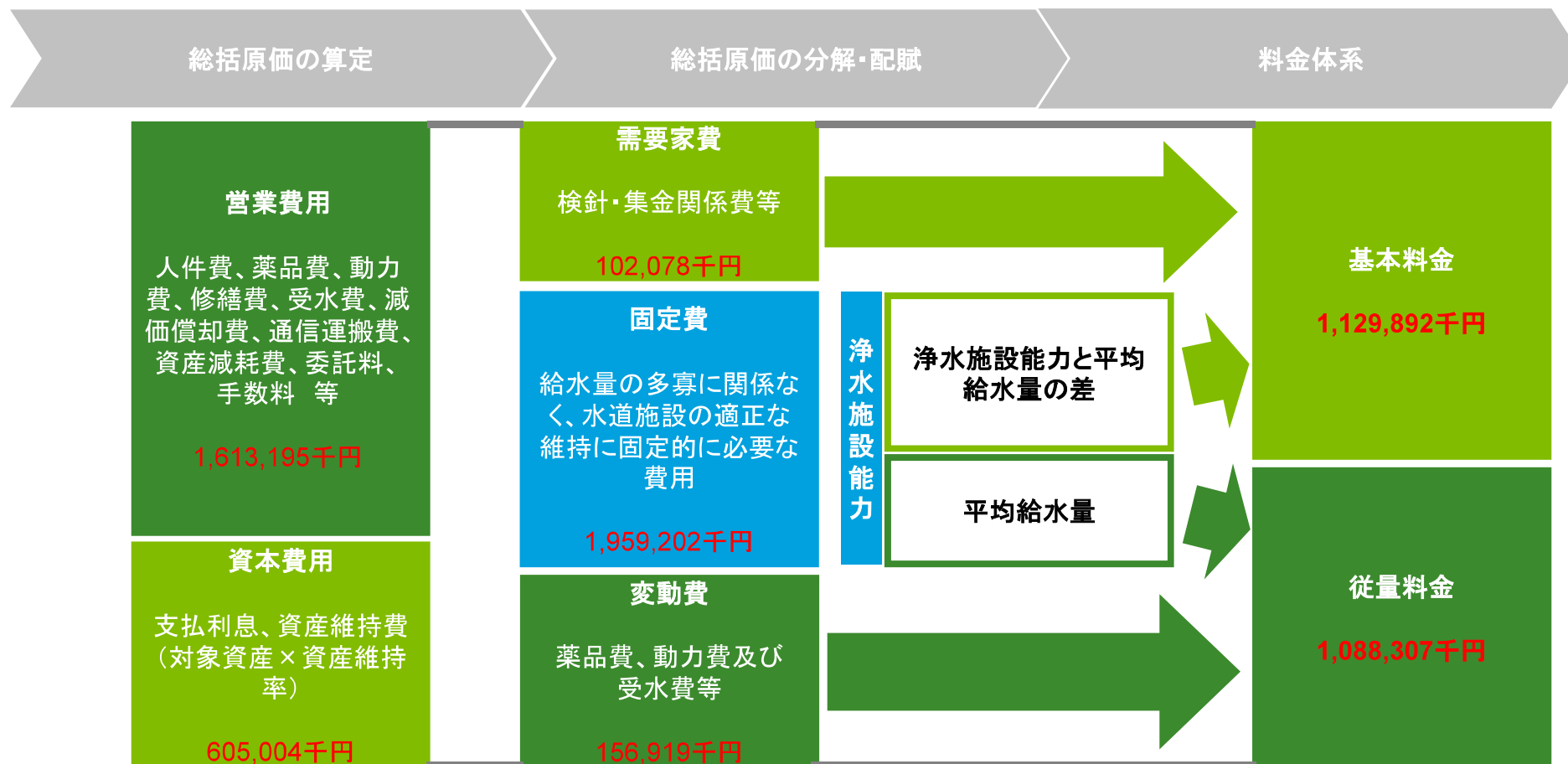
変動費

概ね水道使用水量の増減に比例して必要となる費用
(薬品費、動力費等)

2 料金改定を行う際の基本事項

3 固定費と変動費、基本料金と従量料金の比較

総括原価の考え方を基に算定すると、基本料金と従量料金の割合はおよそ5:5になります
(固定費の配賦を算定要領(ii)の方法によった場合)

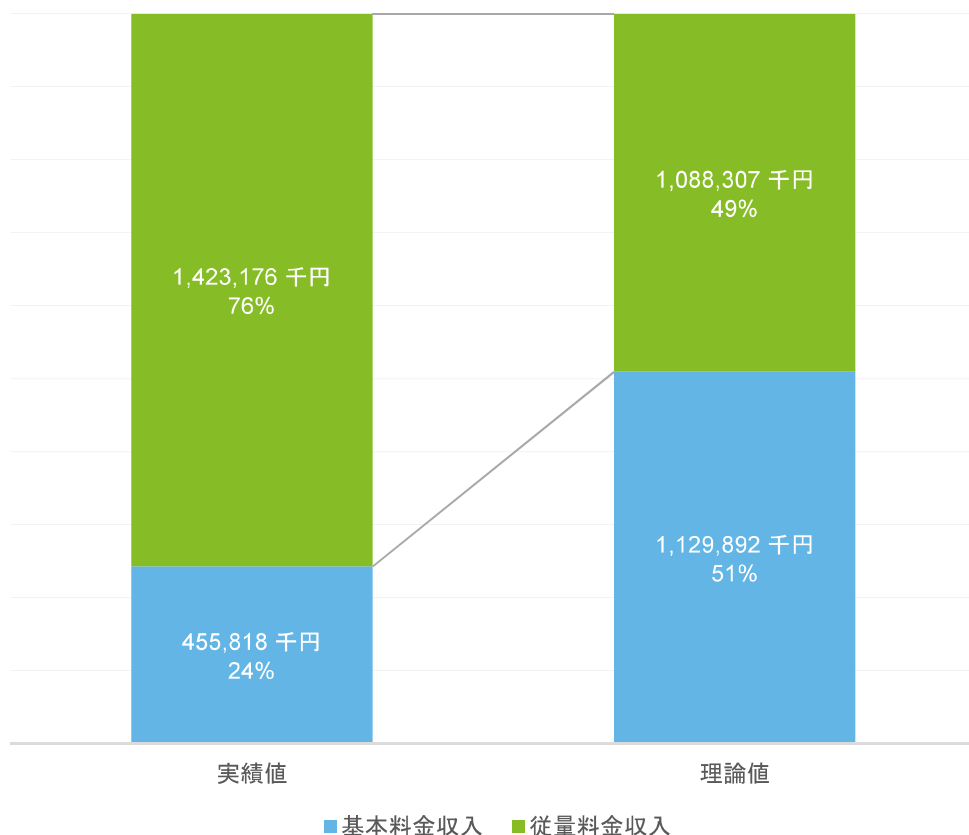


- 平成30年度決算データをもとに算出
- 資産維持費は、資産維持率を3%として算出

2 料金改定を行う際の基本事項

4 基本料金収入と従量料金収入の割合

水道料金算定要領に基づき算出した基本料金収入(理論値)と比較すると、実績の基本料金収入の割合は低くなっています。なお、基本料金収入の割合を高めることで、経営の安定につながります。



※実績値は令和元年度の実績。
 ※理論値は平成30年度の実績をもとに算定。

	主な記載内容等
厚生労働省※1	<ul style="list-style-type: none"> 水需要の増減に収入が影響されない体系として、<u>利用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要</u>
総務省※2	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金収入の比率を高めることは、<u>水需要の増減に収入が影響されない体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなる。</u> ただし、<u>少量使用者の負担が重くなるというデメリットがある。</u>

※1 「新水道ビジョン」

※2 「第4回公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会」 資料6「料金の検討」について